

如件。

文明七年六月十五日

〔布施英基〕
彈正忠 在判
〔備尾元連〕
大和守 在判

中院家雜掌

【中院文書】

九六八

中院前大納言家領加賀國額田庄・加納八田庄守護使押妨事、門徒中同意之條太不可然之旨、先度被仰付之處猶以同篇云々。早可退彼違亂之由、重嚴密可令加下知給旨、天氣所候也。仍執啓如件。

〔年不詳〕
二月六日

〔勸修寺〕
右中辨政顯

謹上 本願寺法印御房

〔第二通は年次不詳なるも、勸修寺政顯の右中辨たりしは、文明七年正月廿八日より九年八月十五日までなるを以て、こゝに之を附載す。〕

六月廿七日。澁河鏡種、高野山寂靜院に、河北郡樫久目の領家方を寄進す。

【高野山文書】 紀伊

九六九

奉寄進加賀國河北郡内樫久目領家方事

合壹所者

右件之在所者、雖爲重代相傳私領、高野山一心院之内寂靜院五坊之如法經料所任、爲後生菩提、限永代奉寄進之處也。然上者雖爲子々孫々、不可有違亂妨者也。若背此旨致違亂輩在之者、爲上意堅可被致御罪科者也。仍末代爲龜鏡寄進狀如件。

澁河中務少輔

文明七年乙未六月廿七日

鏡種 在判

〔河北郡樫久目の地の何れにありやは今明らかならず。〕

十月廿八日。珠洲郡高座宮別當高勝寺清透、同社神主に、宮山の樹を伐採したる罪を謝す。

【須須神社文書】 珠洲郡

九七〇

宮山の事、土居より内八町四方は、貴殿之せいばひにて候處に、去年の十月、寺中より松の木三本切取之由。今度

遊佐三宅より申越候は、薪にしての木お一本切取候之由、重々寺の罪科に候。於以後候ても、又か様の無理可有之と存、とくと申入置候。爲末代注置也。

文明七年未拾月廿八日

清透 在判

宮司神主

猿女殿

〔猿女氏は高座宮神主なり。〕

文明八年

丙申

紀元二二三六

六月六日。假掲

【重藏神社棟札】 鳳至郡

九七一

奉建立重藏宮之講堂壹宇願主

重藏座主觀音寺住持沙門金資快珠

于時文明八丙申歲

陸月六日巳刻棟上

地頭 神保式部尉光保

地頭 藤原朝臣溫井備中守俊宗

代官 溫井彦右衛門尉爲宗

代官 江口四郎兵衛尉信能

番匠

重藏大工衛門次郎藤榮

鳳至山岸大工與次郎吉久

小工 中濱三郎四郎

小工 彌次郎 小工 衛門太郎

小工 次郎三郎

塗師 三郎 次郎 定吉

鍛冶大工 河井 法円

小工 孫三郎 小工 兵衛三郎

小工 彦五郎 小工 孫 五郎

小工 孫九郎 小工 左衛門三郎

小工 孫太郎 小工 太郎 九郎

小工 孫次郎

〔この棟札は、文明八年六月六日鳳至郡重藏宮講堂を建立したることをいへり。然れども神保氏に式部丞などあるべからず。地頭二人の名を列書せるも亦疑ふべし。〕